

資料-6 サービス購入料の算定及び支払方法に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
1	基準金利	2	第2	2	(2)			提案用基準金利をご教示願います。	1. 428% 平成21年4月6日(月)の東京時間午前10時に、TELERATEから発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE (T.S.R) の6カ月LIBOR ベース10年物(円-円)金利スワップレート
2	算定方法	2	第2	2	(2)			提案用基準金利は入札広告日の金利とありますが、同日中でも金利は変動しておりますので、貴市でご認識されている基準金利をご提示いただけないでしょうか？	質問No. 1の回答を参照してください。
3	サービス購入料3-1	3	第2	3	(1)	ア	(ウ)	その他費用の保険料はSPCが付保する保険という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	サービス購入料3-1	3	第2	3	(1)	イ		維持管理・運営費が各年度で異なる場合は、20年間の合計を平均した金額を年4回均等払いして頂けるのでしょうか。それとも当該年度における維持管理・運営費の平均した金額を年4回均等払いして頂けるのでしょうか。	第3の3の(3)のアに示すとおり、第2回から第81回までの各回の支払額を一定(同額)として支払い、第1回の支払額は引渡日の翌日から平成23年度末まで日割計算とします。
5	サービス購入料3-2	3	第2	3	(2)	ア		当初想定していた修繕費が、実際に要した修繕費より安くなった場合は、当該修繕費の差額は、貴市に返還しなければならないのでしょうか。	原則として、資料-7「モニタリング及び減額措置等」の第2の6に示す手続きに従い、修繕業務の実施内容及びサービス購入料の変更について、市と事業者との間で協議を行います。ただし、現時点では、事業者の創意工夫などにより当初の修繕計画よりも修繕費の低減が図られる場合は、その差額を市に返還する義務はないと考えております。
6	サービス購入料3-2	3	第2	3	(2)	ア		当初想定していた修繕項目が、実際、当該修繕項目の修繕の必要なしと事業者が判断した場合、当該修繕は実施する必要はないという理解でよろしいでしょうか。また、当該修繕項目を実施しないため安くなった修繕費は貴市に返還しなければならないのでしょうか。	質問No. 5の回答を参照してください。
7	サービス購入料3-2	3	第2	3	(2)	ア		当初想定していた修繕項目が、実際、当該修繕項目の修繕の必要なしと事業者が判断した場合、当該修繕項目を他の修繕項目に充当することは可能でしょうか。	質問No. 5の回答を参照してください。

資料-6 サービス購入料の算定及び支払方法に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
8	サービス購入料3-2	3	第2	3	(2)	イ		修繕費については、各回の支払い金額は事業者の提案によるものとする記載がありますが、維持管理・運営費と同様に年4回均等払いでも可能という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案により、各回均等払いとすることも可能です。
9	サービス購入料1	4	第3	3	(1)			まちづくり交付金の交付に伴う、優先ローン期前弁済により生じるブレイクファンディングコストは貴市にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	まちづくり交付金の交付に伴い事業者が発生する費用は市と事業者との間で協議し、精査したうえで定め、市が負担します。
10	サービス購入料1	4	第3	3	(1)			また、まちづくり交付金が決定するのが引渡し後（平成24年7～8月頃）であるとのことで、基準金利（10年物TSR）の決定日を平成25年末等に設定し、それまでの約1年間は基準金利を変動ベース（例えば6M LIBOR）にする方式に変更願えないでしょうか。（優先ローン期前弁済により生じるブレイクファンディングコストを軽減し、貴市の負担を軽減することに繋がるためです。）	原案のとおりとします。なお、事業者において、基準金利決定日をふまえて、優先ローン期前弁済によるブレイクファンディングコストが発生しにくい資金調達スキームとしてください。
11	サービス購入料1	4	第3	3	(1)			まちづくり交付金の確定額によるサービス購入料1ならびに2の決定という現方式を、まちづくり交付金の確定額によらず入札時にサービス購入料1の金額を市に指定していただき（各グループ共通）残りの施設整備に係る費用をサービス購入料2の金額として提案させて頂く方式に変更願えないでしょうか。（実際のまちづくり交付金の額と入札時に指定されたサービス購入料1の間に差額が生じた場合は市にて調整いただき、事業者へのサービス購入料1支払額は入札時の指定額とする）現方式ではまちづくり交付金の決定ともなう優先ローンのブレイクファンディングコストの問題や施設引渡翌年度に消費税の還付が受けられない問題等が生じてしまうため。	質問No. 10の回答を参照してください。

資料-6 サービス購入料の算定及び支払方法に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
12	サービス購入料2	4	第3	3	(1)			「法人税法基本通達2-4-1」においては、各履行期日における支払金額が具体的に確定せず任意とされているような場合の支払方法は延払基準適用上の賦払の方法には該当しないとあります。この通達を準拠する場合、本施設引渡時において、まちづくり交付金の額が決定していないため、平成23年度に建設費等を一括売上計上処理することになります。以上のことから、入札参加者の公平の観点から、事業者は平成23年度に建設費等を一括売上計上処理する方法を指定願えないでしょうか。(一括売上の場合、消費税については、還付を受けられないので、一般的に長期ローンでのファンディングになります。)	会計・税務処理方法は企業によって異なることから、提案にあたっては、応募者が適切と判断する処理方法を採用してください。
13	サービス購入料1	4	第3	3	(1)			まちづくり交付金の交付金額のおおよその目安はありますでしょうか？また交付金額はいつ頃確定するのでしょうか？	市で算出した交付予定額は公表できません。交付金額の確定は、平成24年(2012年)7~8月頃を予定しています。
14	サービス購入料1	4	第3	3	(1)			まちづくり交付金が交付された場合、事業者がサービス購入料1が支払われるのは、平成24年度中のいつ頃になるのでしょうか？	入札説明書に関する質問No.9の回答を参照してください。
15	サービス購入料1	4	第3	3	(1)			1つ目の※欄にて、「市は平成24年度の～(中略)～入札時には当該費用を見込まずに入札すること。」とありますが、「当該費用」とは具体的に何を指すのでしょうか？まちづくり交付金の申請支援業務にかかる費用ということでしょうか？	入札説明書に関する質問No.8の回答を参照してください。
16	サービス購入料3-1	6	第3	3	(3)	ア		第1回目の支払は平成24年3月の1ヶ月分の業務に対する対価ですが、第1回も第2回目以降と同金額(全体金額を81で割った金額)が支払われるということでしょうか？	質問No.4の回答を参照してください。
17	サービス購入料3-2	6	第3	3	(3)	イ		修繕業務にかかる対価は、事業者の維持管理業務等における努力によって、機器の更新等を遅らせたり、回避させたりできた場合でも、当初の提案どおりお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか？	「モニタリング及び減額措置等」の第2の6(P.9)に示す手続きを経る必要があります。

資料－6 サービス購入料の算定及び支払方法に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
18	サービス購入料1及びサービス購入料2の改定	8	第4	1	(1)				サービス購入料1及び2の物価変動による改定(増減)は、本施設の建設費についてのみ改定を行い、SPCの借入に関する費用の改定は行いません。なお、物価変動による改定に伴い建設費が減少した場合は、サービス購入料を減額します。
19	改定の計算方法	10	第4	1	(2)	ウ			「平均指数」の算出方法として、統計値の対象月の4月分から翌年3月分の指数平均を指すのか、4月から翌年3月までの当該月において公表されている指数の平均値を指しているのか、12ヶ月分の指数を合計し12で除した値を平均指数なのか、ご教示ください。
20	金利変動による改定	11	第4	2		イ			第2回目の基準金利の採用日がH34.2.28となっておりますが、利息計算期間の境目という点より、H34.3.31に変更願えないでしょうか。また、変更による新金利の適用は、平成34年10月の支払に対応するとの理解でよろしいでしょうか。
21	第2回(10年後)の改定	11	第4	2		イ			新基準金利2は、平成34年4月末支払い予定の割賦金利には適用されるのでしょうか？